

益田市工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、益田市が行う請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円以上（改良復旧工事を含む災害復旧工事については2,000万円以上）の請負工事とし、中間検査、部分引渡し検査（益田市公共工事請負契約約款第39条による）及び竣工検査を実施したときに行うものとする。ただし、市長が必要でないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

第3 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、益田市建設工事等検査規則（平成14年益田市規則第30号）に定める検査官、検査職員（以下「検査員」という。）並びに益田市建設工事等監督要綱（平成19年益田市告示第65号）に定める総括監督員、主任監督員及び監督員とするものとする。

(評定の方法)

第4 評定は、工事ごとに独立して行い、工事成績採点表に記載するものとする。ただし、建築工事にかかる評定は、別に定める。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者が適確かつ公正に行うものとする。

3 工事成績評定の考査項目及び細別の採点については、別紙1「考査項目について」、別紙2「工事成績の評定について」を使用ものとする。ただし、建築工事にかかる考査項目及び細別の採点については、別に定める。また、工事における「創意工夫」「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

4 検査員である評定者は、中間検査、部分引渡し検査及び竣工検査を実施したときに評定を行うものとする。また、総括監督員、主任監督員及び監督員である評定者は、竣工検査を実施したときにそれぞれ評定を行うものとする。

5 竣工検査を実施したとき、監督員及び主任監督員は、工事成績採点表に評定点を記入し総括監督員に提出し、総括監督員は前記の工事成績採点表に評定点を記入し検査員に提出し、検査員は総括監督員から提出さ

れた工事成績採点表に評定点合計まで記入し、竣工検査復命書に添付するものとする。

6 「創意工夫」「工事特性」「社会性等」「法令遵守等」の評価に当っては当該工事を担当する監督員又は主任監督員は、総括監督員、技術監及び当該工事を担当する部長との合議をもって行うものとする。

7 総合評価方式により入札を行った工事で減点の必要がある場合は、「法令遵守等」の評価において反映させるものとする。

(工事成績採点表の提出等)

第5 検査員である評定者は、検査後遅滞なく、工事成績採点表を検査復命書に添付して市長の決裁を受けるとともに、当該決裁後、総務管財課長に工事成績採点表を送付するものとする。

(評定の結果の通知)

第6 市長は、竣工検査復命書の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績評定通知書(様式第1号)により通知するものとする。

(評定の修正)

第7 市長は、第6の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正するものとする。

2 前項により評定を修正した場合は、市長は、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8 第6又は第7による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日(休日を含む)以内に、書面により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

3 前項の回答をする場合、益田市工事成績評定評価委員会(別紙3)に意見を求めることができる。

4 第1項及び第2項の事項については、第6又は第7の通知において明らかにするものとする。

(採点表の保管)

第9 採点表は、総務管財課で保管する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の益田市建設工事成績評定要領は、平成20年4月1日以降に契約する工事に適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の益田市建設工事成績評定要領は、平成22年4月1日以降に契約する工事に適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の益田市建設工事成績評定要領は、令和4年10月1日以降に契約する工事に適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の益田市建設工事成績評定要領は、令和7年4月1日以降に契約する工事に適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

称号又は名称・代表者氏名 様

益田市長



工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、益田市工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して通知を受けた日から14日（休日を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

また、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工事名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○工事
- 2 工期 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 3 竣工検査年月日 令和 年 月 日
- 4 評定点 ○○点（別紙のとおり）
- 5 送付先 〒698-8650
島根県益田市常盤町1番1号
益田市役所 ○○部 ○○○課長あて
- 6 手続き等の
問い合わせ先 ○○部○○課 ○○係
TEL 0856-31-○○○○

別紙 1

考查項目について

益田市の所掌する請負工事の成績については、下記の考查項目について工事成績を評定する。

考 査 項 目	細 別	内 容
1 施工体制	I 施工体制一般	・施工体制及び施工管理体制の評価
	II 配置技術者	・現場代理人、主任（監理）技術者の技術的判断と職務の執行に関する評価
2 施工状況	I 施工管理	・施工計画書と現場の施工方法等の一致、日常の出来形・品質・工事写真管理等を的確に実施しているかどうかの評価
	II 工程管理	・工程表の内容が検討され、日常的に工事進捗が把握されているかの評価
	III 安全対策	・災害防止協議会等を設置し、また、安全教育等の確に実施し、記録が整備されているかどうかの評価
	IV 対外関係	・関係官公庁等の関係機関と調整、地元との調整が適切に実施しているかの評価
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	・出来形管理結果に関する評価
	II 品質	・品質管理のプロセス及び結果に関する評価
	III 出来ばえ	・構造物の仕上げや、すり付け等の出来ばえの評価及び機能の評価
4 工事特性	施工条件への対応	・工事全体を通じて他の類以工事に比べて厳しい自然・地盤条件、都市部等の作業環境・社会条件、構造物の特殊性、長期工期の安全確保等を必要とした工事を評価
5 創意工夫	創意工夫	・施工、新技術活用、品質、安全衛生、働き方改革その他について特に評価すべき創意工夫を評価
6 社会性等	地域への貢献等	・環境への配慮、現場見学会等、清掃活動や地域との交流、災害時等の援助・救護活動、その他地域社会や地域住民に対する配慮等の貢献を評価
7 法令厳守等		・各種法令違反等
8 総合評価技術提案	履行確認	・履行、不履行の評価

別紙 2

工事成績の評定について

1 評定基準及び工事総評

総 評	優 良	良 好	普 通	基 準 内
評 定 点 合 計	100～80	79～73	72～65	64～

別紙 3

益田市工事成績評定評価委員会規程

(趣旨)

第1 この規程は、工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員会事務)

第2 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 益田市工事成績評定要領に基づき通知された評定点について、受注者が説明を求めた場合の回答
- (2) 工事成績評定の通知に係る事項
- (3) その他工事成績評定の運用に係る事項

(委員会の組織及び運営)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 建設部長
 - (2) 当該工事を所掌する当該部長
 - (3) 技術監
 - (4) 総務管財課長
 - (5) 当該工事を所掌する課長
 - (6) 当該工事を担当する当該総括監督員
 - (7) 当該工事担当検査員
- 2 委員長は、建設部長とする。
- 3 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。
- 4 技術監は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。